

其 次

四、新設者ノ集會ハ二月五日頃正午ヲ以テナシ

本工ニスル也

三、新設者ノ集會場ニ集會シテ三月十日頃正午ヲ以テ集會ハ

二、如江ノ集會場ノ集會

一、東京集會場ノ集會 ○、一二三〇、一三二ニ集會スル也

新 規 集 會 刊

且、前記各集會ノ新設者ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
イ、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
ロ、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
ハ、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
ニ、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
三、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
四、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
五、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
六、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
七、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
八、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
九、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、  
十、東京集會場ノ集會場ニ於テハ、新設者ノ集會場ニ於テハ、

財團法人協調會大阪支所

六、承認

七、承認

八、罷業中ノ手當金トシテ金五千圓支給シ外ニ運動會費トシ金五

百圓支給ス

九、會社ノ都合トシテ本工二人臨時職工八人減首シタ（支給金ハ

臨時職工ニモ解雇手當ヲ支給シタ）